

町村週報

(町村の購読料は会費)
の中に含まれております

2583号

毎週月曜日発行

発行所 **全国町村会** 〒100 0014 東京都千代田区永田町1丁目1番35号：電話03 3581 0486 FAX03 3580 5955

発行人 山中昭栄：定価1部40円・年間1,500円(税、送料含む) 振替口座00110 8 47697

<http://www.zck.or.jp>

日本の女性の社会進出は目覚ましいものがある。女性経営者が増え、政治への参加が進み、大学でも女性の方が元気がいい。ところがスイスの研究機関の最新の調査によると、日本の男女共同参画の水準は世界百五力国中、七十九位と極めて低い。健康や長寿では世界に冠たる日本の女性だが、経済活動や政治への進出となるといづれも八十三位、「かなり高水準」と自負してきた高等教育でも五十六位と世界の平均だ。アジアではなんとフィリピンが六位、いずれの指標でも最高水準で女性上位の国といえるかもしれない。また中国が六十五位と日本を上回っている一方、韓国は日本よりさらに低く九十二位に留まっている。

世界ではどうか、一位から四位まで、スウェーデンやフィンランドな



秋の陽光を浴びて(京都府笠置町)

閑話休題

世界と日本 ～女性と太陽だ～

NHK解説主幹 今井 義典

ど北欧四カ国が占め、ドイツがその後が続いている。下位には中東やアフリカ、南アジアなどの国が目立つ。ちなみにアメリカは二十二位だった。

イスラム教のもとで女性の社会進出が厳しく制限されているサウジア

ラビアはピリから二番目の百十四位、経済活動と政治活動への女性進出では世界最下位である。先ごろサウジアラビアを訪れた際に、首都リヤドのショッピングセンターをのぞいてみた。ガラス張りのモダンな建物も、陳列してある商品も世界最先端だが、ショッピングに訪れる女性

は一人残らず頭から足先にいたるまで「アバヤ」という黒の長いローブをまとって出て、出ているのは二つの瞳だけ。店員は男性、しかも全員外国人だ。驚いたことにこの国では女性は車の運転を許されない。滞在する外国女性も例外ではない。したがって女性は一人で外に出ることとはない。公の場所では家族以外の男女同席は許されないから、ファミリーレストランでも、背の高い仕切りで「家族席」と「男性席」とに分けられる。それに比べればまだ「まし」とはいえ、日本の社会における女性の置かれた環境は、このままでいいわけがない。高齢化、少子化で日本の相対的な国力が下がっていくことが懸念される中、頼りになるのは女性だ。「元始、女性は太陽であった」。平塚らいてうのこのことばからもう九十五年になる。

写真キャプション

「建武の新政」で知られる後醍醐天皇が、鎌倉倒幕を期して兵を挙げた京都府笠置町。かつて天皇が立てこもった町のシンボル笠置山は、今や美しい自然公園になって、紅葉見物の観光客を集める。今は昔、つわものどもが夢の跡に穏やかな秋の陽差しが降り注ぐ。

もくじ

活動	19年度政府予算編成で実行運動 = 全国町村会	(2)
活動	本田副会長が参議院総務委員会で意見陳述	(4)
政策	新地方分権構想検討委員会(地方六団体)が最終報告	(8)
政策	新しい財政再生制度の整備で最終報告	(12)
フォーラム	健康と福祉のまちへの取り組み = 北海道奈井江町	(14)
フォーラム	地域福祉の担い手となるヘルパーの養成 = 神奈川県大井町	(17)
情報	町村Navi	(20)
情報	消防団員入団促進キャンペーンを実施 = 総務省消防庁	(21)
情報	町村週報主要索引(平成18年8月~12月)	(24)
随想	心癒やされるふるさと 笠置 = 京都府笠置町長 中西 巖	(25)

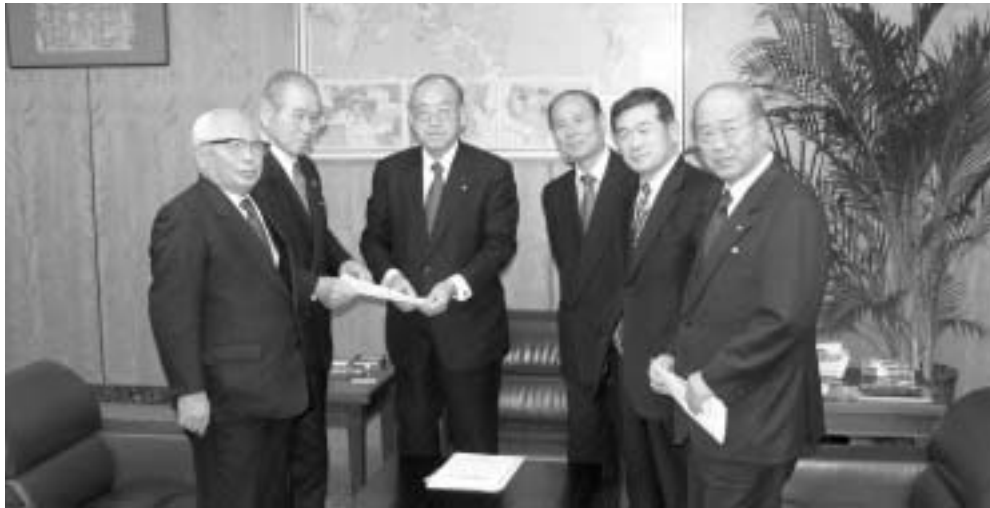
19年度政府予算編成で実行運動

全 国
町 村 会



自民党

中川自民党幹事長（中央）



総務省

大野総務副大臣（左から三人目）

全国町村会（会長・山本文男福岡県添田町長）は、平成19年度政府予算編成を控え、11月30日に予算対策本部を設置するとともに、12月8日に常任理事会を開催し、会議終了後、役員が自民党や関係省庁幹部と面談、去る11月29日の全国町村長大会で採択した決議・緊急重点決議及び全国町村長大会要望事項の実現方を要請した。

要請活動は、自民党、総務省、国土交通省、厚生労働省、農林水産省などに対し、四班に分かれて実施した。

要請先と実行運動を行った本会役員は次頁に掲載のとおり。

今回の実行運動で要請した決議、要望事項は本誌第2582号に掲載しています。

なお内容は、本会ホームページ（<http://www.zck.or.jp>）からも閲覧できます。

活 動

実行運動者名簿

〔自由民主党〕

- 山本会長 (福岡県添田町長)
- 青木副会長 (東京都日の出町長)
- 魚津副会長 (富山県朝日町長)
- 本田副会長 (島根県斐川町長)

〔総務省・国土交通省〕

- 菅野常任理事 (福島県飯舘村長)
- 服部監事 (三重県菰野町長)
- 山田監事 (和歌山県みなべ町長)
- 上利常任理事 (山口県秋芳町長)
- 白石常任理事 (愛媛県松前町長)

〔厚生労働省〕

- 寺島常任理事 (北海道乙部町長)
- 岡井常任理事 (奈良県河合町長)
- 藤井監事 (香川県綾川町長)
- 宮城常任理事 (沖縄県嘉手納町長)

〔農林水産省〕

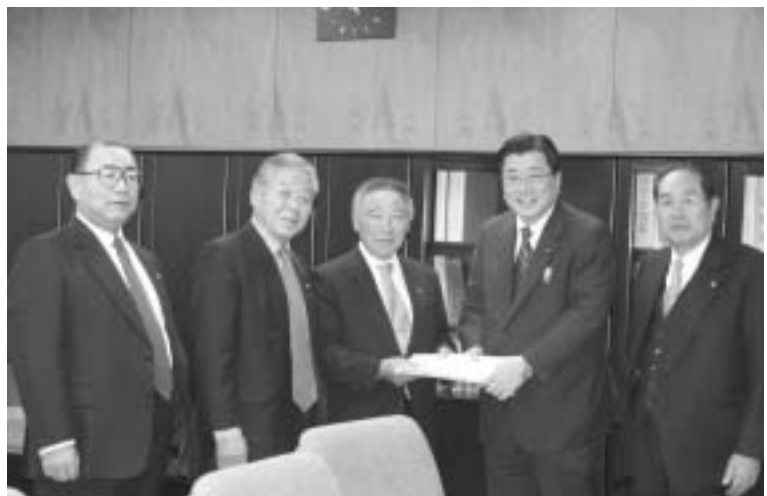
- 小野監事 (青森県中泊町長)
- 針ヶ谷常任理事 (群馬県板倉町長)
- 今井常任理事 (福井県高浜町長)
- 芹澤常任理事 (静岡県函南町長)



国土交通省 谷口国土交通省技監(中央)



厚生労働省 辻厚生労働事務次官(左)



農水省 山本農林水産副大臣(右から二人目)

本田副会長が参議院総務委員会で意見陳述 町村自治の可能性開くための分権の推進を

参議院総務委員会（山内俊夫委員長）は12月6日、地方分権改革推進法案に関する参考人質疑を行った。本会からは、本田恭一副会長（島根県斐川町長）が出席、法案の早期成立や行財政運営における町村への配慮などを求めた。なお、同法案は12月8日の参議院本会議で可決成立した。

本田副会長の発言要旨及び質疑の概要は次のとおり。

意見陳述（要旨）

本田副会長

地方分権改革推進法案について、地方分権改革推進法案は「骨太方針2006」に基づく「地方分権のための、関係法令の一括した見直し」に向けた推進体制等を定める推進法を制定するものと理解している。

これが成立すれば、地方分権改革は第2期に入り、確かな第一歩を踏み出すこととなる。その早期の成立を願い、11月29日の全国町村長大会でも「法案」の速やかな成立を求める決議をした。

全国町村会では、法案の成立後、「国は地方分権改革に関する施策の推進に当たり、地方と密接に連携するとともに、地方の立場を尊重すること」との要望を決定している。

11月28日の衆議院総務委員会において、「地方分権改革推進委員

会の委員の人选に当たって地方公共団体の意見の反映に特に配慮するとともに、地方分権改革推進計画の作成に当たっても、地方公共団体の意見を幅広く、誠実に聴取するよう最大限の配慮を払うこと」とする付帯決議が可決されたとのことであり、政府においては、この付帯決議の趣旨を誠実に実行されることを望みたい。

市町村合併と分権

いわゆる「平成の大合併」で町村の数は2、558から1、038と6割も減少した。

旧合併特例法による合併の必要性について、総務省は、地方分権の推進、多様化・高度化する行政課題への対応、自治体行政の効率化、財政危機への対応を上げていた。

合併論の基本には、分権論があった。すなわち、合併によって、市町村の規模を大きくし、足腰の強化を図り、分権の受け皿を

意見を述べる本田副会長



活 動

つくるといふもので、合併が進めば分権も進むというものではなかったかと思う。

苦渋の選択として、多くの町村が合併を行い、結果6割の町村が消えた。そして分権の受け皿・基盤の整備はできた。にもかかわらず、地方分権は未だ道半ばであるというのが実感である。

そして、現在もなお、「地方分権の推進に対応した市町村の体制整備及び確立」という目的の下で、都道府県の構想による新たな市町村合併が進められている。

国土の多様性に応じて、大小様々な市町村が存在するというのが本来の姿だ。

市町村合併は、一律に人口規模で基準を設定して強制したり、財政措置による誘導などによってなされるべきものではない。それぞれの地域の地理的特性やこれまで歩んできた歴史、社会的・経済的圏域としての一体性など総合的に勘案し、将来への展望を持って、最終的には住民意思を集約して自主的になされるべきものというのが私の考えだ。合併が一段落したここで検証が必要だと思う。島根県の状態をみてみても、市と合併した旧町村は困っているところが多いように思う。

私は合併を否定するものではない

いが、現実の問題として合併して、1年も経っていないのに、既に寂れていくような町村がある。それを再び活力がある町村にするためにはどうしたら良いか、という検証がしっかりとなされなければならぬと考えている。

税源移譲と地方交付税

私たち町村長は、乏しい自主財源の中で種々やり繰りをしながら財政運営に努め、創意と工夫を凝らして、様々な行政課題に取り組み、懸命に行革努力を行っている。自らの給与をカットし、職員給与をカットし、そして光熱費を削減し必死になって頑張っている。

また、これまで施設整備や様々な事業をやってきた所ほど厳しくなっている。市町村はいま悲鳴を上げている。乾いたタオルを絞るような状況にあることを考えて頂きたい。

3兆円の税源移譲は行われたが、小さな町村にとっては十分とは言えない。人口が少なく収入の少ない町村にとっては、税源が移譲されても総額に限りがあり、これを賄うだけの対策をお願いしたい。

町村にこそ、日本人が受け継いできた、環境や文化、伝統など守って行かなければならない大切なものがある。私は効率やコスト

だけではこれからの町村は持たないと思っている。半島や離島、中山間地などで必死になって頑張っている町村のことを考えて頂き、山や田や畑をどう守るべきかということを是非考えて頂きたい。

これからの町村は、自らの町村を自らがつくっていくことが基本になると思うが、いきなりそこまでは行けないと思う。これまでは、様々な措置が講じられてきたが、それをいきなりカットするよくなことになると、町村は困るだけである。したがって、徐々に自立できるように国による最大限の支援が必要だと思う。

また、地方分権で町村に権限を下ろしたとき、それを受けられるのかという疑問があるうかと思う。これからの町村というのは、広域連合や「市町村連合」というものを法制化し、地域で支え合い、お互いに補う体制が必要だと思う。町村を残すことによって、これまで文化を守り、後世にも伝えることができる。

最後に、全国の町村を取り巻く環境は、過疎化、少子高齢化の進展、景気回復を実感できない地域経済など極めて厳しい状況にある。都会では景気が回復した、税収が増えたと言う話を聞くが、地方ではそうした実感はない。都市

と農山漁村の地域間格差がさらに拡大することを懸念する。

私も町村長は、様々な課題を克服し、地域の個性を最大限に発揮しながら、新たな地方分権時代に向けて町村自治の可能性を切り開いていく覚悟である。

どうかこれからも、町村に対する格別な配慮と協力を頂き、日本全国の津々浦々で、いきいきと国民が生活し、安心できるような環境を作って頂くようお願いしたい。

そして、この「地方分権改革推進法」を早期に成立させていただき、町村が自らの権限でまちづくりができるような環境をつくって頂くようお願い申し上げます。

質 疑 (概要)

一之湯委員(自民)

斐川町は、合併を選択しなかったが、その理由について伺いたい。また、地方を歩くと、町村長は悲鳴を上げているが、一方で交付税をあてにするというやり方には疑問がある。

本田副会長

町には誇りと歴史があり、後世に伝えるという意識がある。合併については町内で意見が分かれた

が結果的に住民投票で決めた。

また、企業誘致だけで6千人の雇用があるが、その7割は町外の人。これまで企業誘致のために相当の投資をしてきた。しかし、町の住民税は増えない。来年から周辺町村の住民税が増えることとなる。このように周辺への効果は大きい。何もなくても税収が増えることになる。このように周りにも貢献した、頑張っているところへ交付税算定の際は考慮すべきである。

那谷屋委員(民主)

今後の合併では、1万人以下の市町村がターゲットと言われていゝる。また、合併新法により、知事に合併協議会設置の勧告権が与えられることになる。旧法より都道府県の関与が強まる。また、総務省は自主的な合併を支援を費くと言っているが、これらの枠組についてどう考えるか。

格差社会の被害者の市町村の多くは、経済大国発展の貴重な労働力供給源であった。また、森林保全や水田の維持を通じて保水の維持や都市住民の快適な暮らしや安全を支える重要な使命を果たしている。その役割に応じた扱われ方がされていないのではないか。町村会は何の遠慮もすることなく、

水源税のみならず、もともと住んでいた自治体に対する親孝行税のような新税の構想に取り組んでどうか。

本田副会長

1万人という人口で括るべきではない。それぞれの町村には、特徴や個性がある。島根県には人口700人の小さな離島の村があるが、自給自足で十分にやっているとやっている。これからは身の丈にあったまちづくりが必要ではないか。環境や状況を検証すべきであると思う。

合併を知事が勧告するとあるが、町村には人格があり、その人格無視につながりかねない。町村長の意見を聴くべきである。強制すべきではない。

新たな税収確保の問題であるが、森林や中山間地を守っているのは町村である。都会の人たちは当然のように水を使っているが、その陰で必死になって地域を守っている人がいることを忘れてはならない。企業誘致に関することなど、新税の創設はありがたいと思う。

遠山委員(公明)

地方への企業誘致のためのインフラ整備は必要であるが、都会の住民には車の通らない地方に道路

を造るのはどうかという話がある。その背景には地方の果たしている役割が理解されていないからではないかと思う。公共インフラの整備のあり方を見直すべきだという世論の声もあるがどう思うか。

本田副会長

企業誘致では成功したと思うが、最終的に税金を持って行かれるのは本社があるところ。ではその自治体が我が町に何をしてくれるか。この仕組みを変えなければ格差はなくなるならい。揮発油税の話があったが、地方

こそ道路が必要である。中山間地を見て頂きたい。車がすれ違えない、歩道が整備されていない道路がたくさんある。まだまだ道路が必要。高速道路があり、インター周辺が人口が増え、工場が集積したというデータがあるが、逆転の発想で、東京より先に地方から道路を造れば人口流出はなかったのではないか。均衡ある発展ができたのではないか。

今集中しているところの問題ではない。都会との交流のためにも道路は必要である。地方はお金を払い続けてきた。中山間地に住んでいる人はずっとお金を払い続けている。そういう人にとっても道路が必要である。人がいないから

ではなく、国民全員がどこにでも行けるようにするべきである。道路は繋がって初めて効果がある。つぎはぎだらけの道路では人は使わない。繋がれば必ず利用される。その点を是非ご理解いただきたい。

吉川委員(共産)

合併により荒廃してきていることだが、現場の実態をお聞きしたい。フランスでは3万を超えるコミューンがある。350人の自治体でも立派にやっている。なぜ日本では人口が少なくなるとやっつけに合併するのか伺いたい。

本田副会長

支所を置いていても権限がないので、役場への足は遠のいていく。また、支所を置いてもコストがかかるので閉庁した方がいいとなる。それは否定しないが、むしろそういう町や村をどう活かしていくか、国や国会議員に考えてもらいたい。合併したら後戻りはできない。いかに食い止めるか、活性化させるか、地元も一懸命がなばっている。是非力添えをお願いしたい。

先ほど申し上げたが人口で括るのはいいかと思う。どんなに合併しても、3千、4千人の町も

活 動

ある。そこはやっていけないかという、国や県の指導でやむなく合併したところもある。そういったところに支援が必要である。

今年度合併支援の予算は、40億円しかなかった。国にうそをつかれたのではないかと思う。合併したところには措置をお願いしたい。1、038町村のうち合併して町村になったところは160ある。こうした地域への支援をお願いする。

長谷川委員(国民)

国民新党の基本的な主張の一つに、地方自治の拡大というのがあり、「国の元気は地方から」というスローガンを掲げている。国から箸の上げ下ろしまで指示されては、やらされる方はたまらない。やる方は自分に権限と責任があれば、創意工夫ができるからやる気が出るものである。

地方行政は、住民に近いところで決めるべき。中央政府は住民から遠い。遠ければ遠いほど愛着、愛情がわかない。愛情と愛着のない行政は成功するはずはない。地方で考えるべき。

ヨーロッパの例があったが、物事には管理規模がある。大きすぎると上手くいかない。小さいところこそ細かいことに目が行き届

き、機転の利いたことができる。大いに頑張っていたきたい。

この法律に反対する人はあまりいないと思うが、成功の鍵は、中央政府がどこまで本気になり協力するかに懸かっている。中央省庁の役人は優秀で自分のまわりに仕事をづくり、自分でもがんじがらめにする。それをどうぶち破るかは、政治の役割が大きい。政府も総理大臣を先頭に総務省任せにせず体制をつくる必要があり、国会議員の応援支援が必要であると思う。これらのことについて最後に一言発言願いたい。

本田副会長

各論に入れば入るほど国の抵抗は強くなる。分権はお題目を唱えるだけでは進まない。強いリーダーシップが必要であり、間違った方向に行かないように国会議員に監視をお願いしたい。

合併したくてもできなかったところが全国にはある。合併協議の中で相当亀裂が生じている。感情的な問題が起こっている所もある。我が町は消防問題で苦慮している。国の力において、強制はできないが仲介役として地域の生命と財産を守るために支援して頂きたい。そのためにも合併の検証が必要である。

平成19年度予算編成実務講習会の開催のご案内

(財)地方自治研究機構では、総務省自治財政局及び自治税務局の協力のもと、総務省の自治財政局長をはじめ財政課長、調整課長、交付税課長、地方債課長及び自治税務局企画課長を講師に迎え、平成19年度予算編成についての実務講習会を左記のとおり開催することといたしました。各町村の部課長をはじめ、関係者に多数ご参加いただきますようご案内いたします。

1、期日

平成19年1月24日(水)

2、会場

虎ノ門バスターナルホテル

東京都港区虎ノ門4丁目1番1号

電話 03・3432・7261

3、受講対象者

市区町村の財政担当部課長・税務担当部課長及び関係者

4、日程

「平成19年度地方財政の展望について」(特別講演)

総務省自治財政局長

岡本 保氏

「平成19年度地方財政の見通しと運営上の問題点について」

総務省自治財政局財政課長

佐藤 文俊氏

「平成19年度地方交付税の算定について」

総務省自治財政局交付税課長

黒田 武一郎氏

「平成19年度各省施策の概要等について」

総務省自治財政局調整課長

関 博之氏

「平成19年度地方債計画の概要について」

総務省自治財政局地方債課長

平嶋 彰英氏

「平成19年度税制改正の概要について」

総務省自治税務局企画課長

滝本 純生氏

5、受講料

(財)地方自治研究機構の賛助会員

団体は1名につき8,000円、会

員以外の団体は1名につき18,0

00円となります。受講料は開催当

日、会場において納入していただき

ます。

6、資料

当日会場で配布いたします。

7、申込方法

受講申込書に所定事項をご記入の

うえ、(財)地方自治研究機構宛に郵

便又はFAXでお申し込み下さい。

8、申込締切

平成19年1月12日(金)

9、申込先

〒102・0082

東京都千代田区一番町25番地

全国町村議員会館3F

財団法人地方自治研究機構

電話03・3237・1411

FAX03・3237・1418・

1435

新地方分権構想検討委員会(地方六団体)が最終報告

「連帯・格差縮小型」の分権をめざせ

地方六団体の新地方分権構想検討委員会(委員長・神野直彦(東京大学大学院教授))は11月29日、「豊かな自治と新しい国のかたちを求めて」『このまちに住んでよかった』と題する「最終報告」を発表した。これを受けて、地方六団体は、来年春にも動き始める第二期分権改革に向けてその実現を働きかける方針だ。

同委員会は、三位一体改革の後の「未完の分権改革」をもう一度動かすため、地方六団体が分権型社会のビジョンを提案する目的で今年1月に発足させた。その中間報告「地方財政自立のための7つの提言と工程表」を受けて、地方六団体は6月に地方自治法に基づく「意見書」を12年ぶりに内閣と国会に提出。これらが契機となり地方分権改革推進法が成立、来年春にも新たな地方分権改革推進委員会が発足し、第二期分権改革に向けた議論が本格的にスタートすることになった。

29日の最終合会に出席した麻生渡全国知事会会長は(最終報告の)提言の中身が新分権一括法で実現されるよう全力を挙げたい」と述べたが、この「最終報告」は、第二期分権改革に向けて地方六団体が行きつめる「原則と方向性」を示したものと位置付けられる。

◆二重行政の解消など提言

最終報告は、はじめに分権改革の目標を「地方の役割を拡大し、住民が安全・安心に暮らせる豊かな社会を実現する」ことにあると指摘。また、大都市と地方の格差拡大にふれ、日本の国土と社会は大都市と農山漁村が支えあつて成

り立っていることを強調した上で、地方全体が利害対立を乗り越えて「連帯・格差縮小型」の分権をめざすべきである」とした。また、第二期分権改革に取り組む課題について、第1次分権改革を実現させた地方分権推進委員会が最終報告で「今後の課題」として示した、地方分権型社会にふ

さわしい地方行政秩序の再構築

地方公共団体の事務・執行体制に対する義務付け等の大幅緩和と道州制論や連邦制論など新たな地方自治制度の検討 補完性の原理に照らした事務事業の移譲 制度

規制の緩和と住民自治の拡充方策 地方自治の本旨の具体化、の6つを「極めて適切なもの」と評価

今後、新たな分権推進法の3年間で実現すべき改革課題を、

道州制と 憲法改正を除く4つの課題と、新たに「中間報告」が提

言した「地方分権改革への地方の参画」を対象にすべきだとし、そ

れぞれの課題について改革方策を提言した。

具体的には、「地方の参画」では、改めて「地方行政会議(仮称)」の設置を求めるとともに、「地方分権改革推進委員会」の委員選

任や政府が作成する「地方分権改革推進計画」作成にも地方と事前に協議するよう提言した。また、「

税財政制度」でも、国税と地方税の税源配分を「5対5」とするほ

か、「地方共有税」構想の実現、国庫補助負担金の総件数半減(約200件)を提言した。

なお、地方交付税については「政策誘導に交付するものでも、人口・面積といった単純な指標の

みで算定するものではない」とこ

政 策

も付け加えた。

「行政制度」では、国と地方の二重行政の解消と国の地方支分部局の整理を提言した。事業の整合性を欠くなど弊害をもたらしており、「国と地方の行財政改革・地方分権改革の双方を実現させる」ためにも、第二期分権改革で最重要に行われるべき課題だと強調。その具体例として、地域産業振興施策や無料職業紹介などを示した。また、国の義務付け・枠付け・関与の廃止・縮小を提言。事務の執行基準は条例で規定するなど、条例制定権の拡大と法令の規律密度

の緩和を求めた。

このほか、「住民自治の確立」のため、地域自治組織の積極的活用やNPOへの個人・法人の寄付金税制の見直し、さらに小規模自治体の議会では会期制を廃止し毎週1回夜間議会を開くなどの改革を提案した。

なお、道州制と憲法改正は「第三期の分権改革」の課題だとした上で、自治体は道州と市町村の2層制とし、内政事務は両自治体に権限移譲し、国の地方支分部局の廃止と国家公務員を地方に移管するなど、「地方分権型道州制」の姿

を示すにとどめた。

◆六団体の団結の必要性も

さらに、最終報告は、分権改革実現の前提となる「国民の理解を得る」ための方策にも言及。地方分権が進めば中心市街地の空きビルも保育所に転用できるなどの「地方分権改革の後の地域社会の姿」を住民に明示する必要性を強調。同時に、相次ぐ自治体不祥事への対応策として、電子入札の1層の活用と指名競争入札の廃止・縮小、自治体の幹部職員をポリテイカルアポインティ（政策目標

達成のため専門性の高い人材を外部から起用する仕組み）とするなどを提案した。

併せて、地方六団体の政策提言機能の強化と国の政策へのチエツク機能の強化、さらに、東京都を含めた財政調整制度の議論も要請した。そして、分権改革議論がスタートすると、地方が3年間で実現したいことを具体的に問われるとともに、「地方間の意見・利害の違いを突かれる局面が遠からず訪れる」と指摘。改めて地方六団体が「小異を捨て大同につく」必要性を強調して結んだ。

新地方分権構想検討委員会最終報告書の概要

「豊かな自治と新しい国のかたちを求めて」

1、第二期改革における具体的方策

(1) 地方の参画

・「(仮)地方行財政会議」を設置
・地方分権改革への地方の参画については、「国と地方の協議の場」を法定化し、「(仮)地方行財政会議」を設置すべきことを中間報告で提言し、地方六団体が地方自治法に基づいて政府及び国会に対して意見提出を行ったが、改めてその必要性を強く訴える。

・中央における「政府」である国に

対して、自治体は、地方における「政府」である。自治体にとって、国と対等の立場にある「政府」として、内政に関することについて国が政策立案し執行するにあたって参画することは、当然の権利である。

「地方分権改革推進委員会」の委員選任にあたっての地方意見の反映
・「地方分権改革推進委員会」の委員の選任にあたっては地方の意見を十分反映させるべきであり、その事務局には自治体の職員を参画させるべきである。

「地方分権改革推進計画」の作成に

あたつての地方との事前協議

(2) 税財政制度

国税と地方税の税源配分を5・5
・現在の国と地方の役割分担においても、国から地方へ税源移譲を行うことにより地方税財源を充実する必要があることに留意すべきである。
・税源移譲の目的は地方の財政運営の自由度を高めることである。

地方共有税構想の実現

・地方交付税は、自治体間の公平性を確保するための財政調整の制度であり、政策誘導的に交付するといったものではなく、人口・面積といった単純な指標のみによって算定されるべきものでもない。本来の財政調整制度の原点に立ち返つて方向性を

見誤らないことが必要である。

・国の政策に地方を誘導する発想を排除するためにも、国の一般会計を通さずに「地方共有税及び譲与特別会計」に直接繰り入れ、法定率を見直し、特例加算や特別会計借入を行わず、間接課徴形態の地方税としての性格を明確にした地方共有税構想を早期に実現すべきである。

国庫補助負担金の総件数を半減

・国庫補助負担金については、補助負担率を引き下げるのではなく、総件数を半減すること。

(3) 行政制度

国と地方の二重行政の解消と国の地方支分部局の整理(第二期改革の最重要課題の一つ)

政 策

・国と地方の二重行政については、事業の整合性を欠いたり、審査等に時間を要するなどの弊害をもたらしているため、国・地方を通じた行政改革と地方分権改革の双方を実現させる手段として、国と地方の二重行政の解消と国の地方支分部局の整理は、第二期地方分権改革において、最重点に行われるべき課題のひとつである。

法令は制度の枠組み等に限定。事務の執行基準は条例で規定

・自治事務に関する法令の定めは、制度の大綱・枠組みあるいは基本的な基準や他の法令との調整にとどめ、事務の執行基準については全て自治体が自らの判断で条例で定めることとし、国の個別法令による事務事業の執行方法や執行体制に対する義務付け・枠付け等を大幅に緩和すべきである。

(4) 住民自治の確立

地域自治区はじめ地域自治組織の積極的な活用

・市民のエネルギーが住民自治や自治体につながって分権議論が盛り上がるまでには至っていないため、住民が自治体の財政等厳しい現実を自らの問題ととらえる状況を作り出していくことが必要である。

・そのため、地域の課題の解決策については、インターネットを通じて住民に呼びかける、住民自らが地域自治区をはじめとする地域自治

組織を積極的に構成し、地域自治の担い手として積極的に活動していく、地域における福祉、教育、まちづくり、防犯パトロール、災害対応などに自主的に参加する地域住民を「名誉パートナー」とするなど、地域における住民と行政の協働の担い手を新しく位置づけることについても検討すべきである。

NPOへの個人・法人の寄附金税制の見直し

・公の分野において、行政、NPO、企業等のいずれが最も適切にサービスを提供できるかを広く住民が選択することができるシステムをつくる必要がある。そのためには、NPOが自らの力で経営・自立できるように行政からの人材供給やNPOを税制的に支援できる寄附金控除等の仕組みを各自治体が独自に構築できるようにする必要がある。

自治体の規模に応じた議会(週1回夜間開催)のあり方を検討

・地方分権時代における住民自治を確立には地方議会の果たす役割と責任はますます重要となってくるため、地方議会は地域における多様な民意をくみあげ、自治体の意思を決定する前提としての政策形成機能と執行機関の監視機能を充実強化する必要があり。

・小規模な自治体については、現行の会期制度を廃止し、週1回夜間などに定期的に会議を開くようにするなど、その規模に適した新たな制度

を選択できることを検討すべきである。

議会主催の公聴会の検討

・地方議会は、公聴会を開催するなど議会全体として住民の声を直接聞く工夫を行うとともに、議員同士による討議の徹底も図るべきである。

議員・議会事務局職員研修の充実

・地方議会の調査・政策形成機能を向上させるために、専門的知見の活用や議員及び議会事務局職員の研修の充実も図るべきである。

2、第二期改革の後の改革の方向性

(1) 「地方分権型道州制」

内政事務は道州及び市町村に権限移譲。国の地方支分部局を廃止。公務員は身分移管

・防衛、通貨、司法など、国の存立に直接関わる事務以外の内政に関する事務は、事務事業の実施だけでなく、企画立案の権限を全て国から道州及び市町村に移譲すること。

道州は都道府県にかわる自治体とし、自治体は二層制

・道州は、都道府県にかわる自治体とし、自治体は二層制を維持する。その際、補完性の原理に基づき市町村が地域行政の主役としての役割を果たし、道州は主として地域における広域行政を担うこと。

国と道州及び市町村の新しい税財政制度を構築

道州間での新しい財政調整の仕組み

ひとまず預けて、いつでも納得運用



みずほ信託銀行

0120-081506

受付時間/午前9時～午後5時 土・日・祝日・銀行休業日を除きます。

- ・お申込みは100万円以上1円単位。
- ・お引出しや本商品からの預替えは、1円単位で原則いつでも可能。
- ・当社による元本補てん、利益の補足はありません。
- ・お申込みの際は別途ご用意する商品説明書をご覧ください。

お客さまとご家族の将来に備えて

資産のボタンタッチ

を考えてみませんか?

皆さまの思いを具体的な「かたち」にするためのお手伝いをいたします。

あなたの意思を形にします 相続に関する手続きに不慣れな方へ

遺言信託

【遺心伝心】

遺産整理

【わかち愛】

*「遺言信託【遺心伝心】」「遺産整理【わかち愛】」には所定の手数料、報酬がかかります。
*税法の詳細につきましては、所轄税務署・税理士までご相談ください。

 **三菱UFJ信託銀行**

三菱UFJ信託銀行
インフォメーションデスク

0120-349-250 (つながらなかったら、06を押してください) 平日 午前9時00分～17時00分(祝日等を除く)

政 策

みを構築

住民の代表機関たる議会は必置
 首長選任の仕組みについて検討
 東京・首都圏の扱いを検討
 検討にあたっては、地方の意見を
 十分反映

(2) 憲法改正

地方自治の保障、地方分権改革の
 推進、住民自治と団体自治の内容、
 国と地方の役割分担の基本原則、自
 治体の条例制定権の範囲、自治体の
 財政自主権の保障、内政の政策立
 案・執行への地方の参画、地方自治
 を担う組織(基礎自治体と広域自治
 体)を憲法に明記

3、分権改革が国民の理解を
得るために

(1) 世論の喚起

地方分権改革後の地域社会の姿を
 住民に明示

・地方は、国から地方へ権限・財源
 が移譲されるとともに国の義務付
 け・枠付け・関与の廃止・縮小が行
 われれば、福祉・教育等の面でこの
 ように地域社会が変わる、という姿
 を、広報等の手段を積極的に活用
 し、住民に対して説明していくべき
 である。

・例えば、保育所の補助金を一般財
 源化し各種基準を地域にあったもの
 に緩和することで、中心市街地の空
 きビルや空きテナントを保育所に転
 用しやすくなり、働く女性が職場の

近くで子供を預けることができるよ
 うになるといったことである。

(2) 不祥事等への取組み

電子入札の一層の活用と指名競争
 入札の廃止・縮小

自治体の幹部職員をポリテイカル
 アポイシティーに
 自治体職員の民間との交流の促進

(3) 地方六団体の機能強化

政策提言機能・国の政策への
 チェック機能の強化
 ・各自治体のみならず、地方六団体
 としても、地方分権改革を進めてい
 くためには、一層の機能強化を行う
 ことが必要である。

・具体的には、国民の求める政策
 を国に先駆けて示す、地方分権改
 革に逆行する新しい法律や補助金に
 歯止めをかける、国の義務付け・
 枠付け・関与による行政執行上の不
 都合を住民に示す、自治体間で
 「連帯」するための議論(財政調整
 制度などについて)を行う、住民
 参加や情報公開の徹底など、住民自
 治の原理原則を規定する、「(仮)日
 本地方自治憲章」を制定して各自治
 体の議会で議決するといったことを
 運動論・政策論として考る、IS
 Oのように自治体の資質を地方六団
 体が認証するようなシステムを検討
 する、ことなどに取り組みべきであ
 る。

論

東京都を含めた財政調整制度を議

東京市政調査会 第15回 都市問題 公開講座

「構造改革特区は分権型社会を創るか」

開催日時

平成19年2月3日(土)

13:30~16:30

於：日本プレスセンター10階ホール
 (東京都千代田区内幸町2-2-1)

基調講演

並河信乃氏(行革国民会議事務局長)

研究報告

五石敬路(東京市政調査会主任研究
 員)

パネルディスカッション

パネリスト(50音順)

- ・小川登美夫氏(内閣官房構造改革
 特区推進室副室長)
- ・中村 卓氏(草加市特区・地方財
 政自立改革担当特命理事)
- ・中山弘子氏(東京都新宿区長)
- ・松本英昭氏(地方公務員共済組合
 連合会理事長、元自治事務次官)
- ・コーディネーター
 ・三宅博史(東京市政調査会研究室
 長)

参加費

無料

参加申込み

東京市政調査会ホームページ
 (http://www.tmr.or.jp)からお申し
 込みください。

・申込期限：平成19年1月26日(金)
 満席となりしだい受付を終了しま
 すので、お早めにお申込みください。

お問合せ

東京市政調査会研究室

電話03・3591・1261

『都市問題』公開講座(財)東京市
 政調査会の発行する月刊誌『都市問
 題』の特集などから時宜に合った
 テーマを選び開催しています。

第15回は次のような趣旨により、
 「構造改革特区は分権型社会を創る
 か」をテーマとして開催いたします。
 多数の方々のご参加をお待ちしてお
 ります。

【開催趣旨】

平成14年、経済活性化戦略の一環
 として構造改革特区制度が導入さ
 れ、現在、教育・物流・農業・福祉
 などの各分野における規制改革の手
 段として特区制度が活用されてい
 る。

東京市政調査会は17年度から2年
 間にわたって、「構造改革特区と国・
 地方関係に関する総合的研究」と題
 する研究プロジェクトを実施してき
 た。

今回の公開講座では、この研究プ
 ロジェクトの所見を報告するととも
 に、構造改革特区に識見をもつ方々
 を招き、構造改革特区は自治体行政
 にどのような影響を与えたのか、19
 年の特区制度の見直しに向け、いか
 なる改善案が必要か、を討論する。

政 策

新しい財政再生制度の整備で最終報告

「早期是正」の対象は起債制限と
再建団体の中間”団体に

総務省の新しい地方財政再生制度研究会（座長・宮脇淳北海道大学公共政策大学院院長）は8日、現行の財政再生制度に代わる新たな「早期是正スキーム」と「再生スキーム」の2段階の手続きを導入するとともに、そのための新たな財政指標の導入を求める報告をまとめた。なお、破たんした地方自治体の債務放棄を認める「債務調整」については引き続き検討するとした。これを受けて、総務省は、来年の通常国会にも関連法案を提出し、2年内の制度化を図る。

公社、第三セクターなども含めた普通会計の実質的な負担を捉えるストック指標を整備し、全団体に公表するなど情報開示を徹底すべきたとした。

うち、フロー指標では実質収支（赤字）比率のほか各会計をカバーする新たな指標の整備を、また、ストック指標では自治体の実質的な負債と財政規模等の償還能力を比較する新たなストック指標を整備すべきだとした。併せて、指標と算定基礎の客観性・正確性を担保するため、監査の対象とすることも第三者機関の活用も求めた。

その上で、再生段階になると住民生活にも多大な影響を与えるなど問題が深刻化するとして、その未然防止と早期の自主的な財政健全化を促すため、「早期是正スキーム」の導入を提言した。その対象団体は、フロー指標またはストック指標の「いずれかの指標が一定水準以上悪化し、あらかじめ定めた基準に該当」する団体とする

した。また、同基準については、「（起債）許可基準より財政悪化が進んでいるが、現行制度の再建団体の基準までに至っていないレベル」で設定すべきだとした。

同対象団体には、「財政健全化計画」の策定を義務づけるとともに、議会の議決を経て作成することとした。同計画には、財政悪化の要因 改善方策とその他の総合的計画 指標の改善の見通し、を記載する。また、「計画の目標」については、現行の再建制度と同様に実質収支（赤字）比率の収支均衡を目標とすべきだとした。併せて、同計画の実効性確保のため、計画を公表するとともに、実施状況を毎年度公表する。さらに、実施状況が計画と大きく乖離する場合には国や都道府県が勧告を行うことや、外部監査を充実すべきだとした。

●「再生計画」は国・都道府県との合意制に

早期是正段階より財政が悪化した団体には、住民に対する行政サービスを維持するために国や都道府県が必要な関与を行い確実に再生すべきだとした。対象団体の基準については、財政運営の自由度を制約することから当面は財政悪化が切迫したことを示すフ

同研究会は、地方分権21世紀ビジョン懇談会が提言した「再生型破たん法制」の法制化に向けた具体的な枠組みを検討するため今年8月に発足した。現行の地方行財政制度下での新たな再生制度を提言するとともに、地方分権改革の進展と合わせた「債務調整」の導入に向けた課題も整理したのが特徴。

●「早期是正」団体にも「財政健全化計画」を義務付け

報告は、現行の財政再生制度について、再生を念頭に置いた財

政情報の開示がない 再建団体の基準のみで早期是正機能がなかったため、事態が深刻化しかねない実質収支比率のみを基準にしているため他の指標が悪化しても対象とならない、などの課題を指摘。このため、透明なルールに基づく「早期是正スキーム」と、それでも改善しない場合に適用する「再生スキーム」の2段階の新たな手続きを構築する必要があるとした。

新たな財政指標については、地方自治体の各会計をカバーする新たなフロー指標、公営企業や地方

政 策

ロー指標のみを用いるとし、その基準は現行の再建団体の基準や起債制限の基準などを勘案して設定すべきだとした。

同対象団体には、財政再生計画の策定を義務付けるとともに、同計画は国等との「同意制」とする。また、計画の内容についても財政悪化の要因「歳入確保・歳出削減の年次計画 指標の改善の見通し」「会計ごとの取組み」などを示すとしたが、「税の徴収増計画や経費削減についてより具体的方策を盛り込む」など再生に向けた具体策をできるかぎり明示することを求めた。計画の目標は、早期是正と同様、実質収支赤字比率の収支均衡を目標とすべきだとした。

併せて、同計画が毎年度の予算編成に反映されることも必要だとし、その制度化を求めた。さらに、確実な再生実現のため、「財政再生計画」は国・都道府県と協議し、同意を得ない場合は建設事業の地方債を制限すべきだとした。一方、同意を得た場合は、再生期間内での収支不足額の完全償還を前提に必要な資金を安定的に確保・支援する「再生促進策」の適用も提案した。

このほか、公営企業についても、上下水道や病院などの経営悪化が住民生活に影響を与えないよ

うにするほか、自治体全体への影響を未然に防止するため「公営企業」独自の経営健全化スキームを提言した。経営悪化の初期段階から経営健全化計画の策定を義務付け、自立的な経営改善を促す。

一方、財政破たんした場合の債務放棄を認める「債務調整」については、「地方財政の規律強化に向けた再生ツールの選択肢として評価できる」としつつも、財政力の弱い自治体への貸し渋りの発生や民主主義プロセスで決めた再生計画への裁判所の関与の是非など、導入する場合の課題を示すにとどめた。

総務省は、報告を受けて具体的な制度化に着手、来年の通常国会にも法案を提出するが、新制度が導入されても 周知期間 指標の基礎となる数値の把握作業 新制度を前提とした予算編成を作成する機会を与える、などの必要があることから、一定期間の猶予期間を置く方針。なお、「債務調整」については、早急に新たな検討組織を立ち上げ課題の整理を進めるが、宮脇座長は八日の会合後の記者会見で、債務調整のあり方については来年春にも設立が予定されている地方分権改革推進委員会での検討する見通しを示した。

(自治日報記者 井田正夫)

年次有給休暇の取得促進！

年次有給休暇を積極的に活用しましょう！

総務省

取得しやすい環境作り

- ・上司が率先して休暇を取得
- ・部下に休暇を取るよう勧める

計画表の活用等

- ・休暇使用計画書の作成・活用
- ・休暇の計画的な使用を指導

連続休暇等の取得促進

- ・夏季における1週間以上の連続休暇取得
- ・月曜日又は金曜日に休暇取得
- ・家族の記念日に休暇取得

管理職員は、年次有給休暇を取得しやすい環境整備に努めてください。

現地レポート

少子高齢化への対策事例

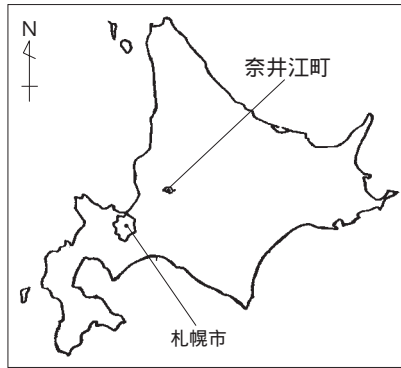
健康と福祉のまちへの取り組み

1、町の概要

奈井江町は、北海道の中央に位置し、札幌市と旭川市をつなぐ国道12号線上29・2kmの、日本一の直線道路のほぼ中間に位置する面積88・05km²、人口6、900人の稲作農業を基幹産業とする小さな田舎町です。

明治の開拓時代に作られた駅通（現在の駅、旅館、郵便局に相当するもの）を中心に町が形成され、昭和10年代から大々的に始まった石炭採掘によって発展、昭和19年の戦争末期の大変な時期に母村である砂川町（現砂川市）から分村し今日に至っています。

分村以前から奈井江町に住む人々には開拓時代からの自主自立の精神が脈々と受け継がれてきたよう、行政体としての町の歴史が始まる前の昭和10年に奈井江産業組合（現農協）によって協済病院（現町立国保病院）が建てられ、国民健康保険法が成立する3年も



前に国保類似事業を始めていたという輝かしい歴史を持っています。そうした町の気風、自主自立の精神が「健康と福祉のまち」の原動力であったと確信しています。

2、町立国保病院の建替えと病診連携開放型共同利用

保健・医療・福祉の連携「地域包括ケア」の取り組みが本町において大きく前進したのは、平成6



不老の滝



北海道
奈井江町
な い え ち ょ う

にわ山から展望する全景

フォーラム



地元医師と町立国保病院医師との連携

年から7年にかけて行った町立国保病院の全面改築に合わせて導入したオープンシステム（病診連携開放型共同利用）の導入からでした。

地元開業医の先生方との話し合いによって生まれたこのシステムは、その後、老人保健施設や特別養護老人ホームにも導入し、奈良江流の「かかりつけ医」制度が完成しました。改築後、大病院志向が強く町外の病院に入院していた患者も戻り、それまで赤字であった病院経営も改善されると共に、病診連携により重複受診、重複投薬が改善され国保医療費も安定するなど、ここ10年間は順調に推移してまいりました。

しかしながら、昨今の医師不足や診療報酬改定、更には医療法改正に伴う介護療養型病床の廃止と

いう大きな課題の前に、本町まちづくりの拠点である町立国保病院も極めて重大な局面を迎えています。

3、砂川市立病院との連携

そうした中、昨年の10月に砂川市立病院との地域医療連携の協定を結びました。

これは一昨年の6月に内科医3名のうち院長を除く2名が突然退職したことがきっかけでした。従前から医師派遣をいただいている大学の教授とも相談の上、二次医療圏のセンター病院でもある砂川市立病院との連携の中で、常勤医師1名の採用と合わせて、半年間若い医師も派遣していただくこととなったのです。また、逆に砂川市立病院でも循環器内科の医師に欠員が生じたことから、本町で採用した医師を一週間に一度派遣する相互協力の関係が構築でき、「医師の派遣」という大きな課題を乗り越えることができました。その大きな成果を踏まえ、連携の幅を更に広げていこうということで、「患者の紹介、逆紹介に関すること」「医療機器等の共同利用に関すること」「病院の運営形態の検討に関すること」等8項目にわたる協定を結びました。

一部関係者からは砂川市立病院



砂川市立病院との医療連携調印

に吸収されたのかとの声も聞こえましたが、深刻な医師不足の対応と合わせて、本町が地元開業医と共に創り上げてきた「地域包括ケアシステム」を維持・発展させながら、高度に専門化している急性期医療への対応という視点で、互いの役割分担を確認しながら連携することを目指したものです。これからの地域医療は一つの町の病院だけで完結できるものではありません。そこで、横の連携をとりながら「地域で患者を診る」ことをテーマとした取り組みが大事だと考えたのです。

自治体病院を取り巻く環境は非常に厳しいものがありますが、病診・病病2つの連携で難局を乗り越えながら、地域住民の健康と命を守る新たな体制を構築して参りたいと考えているところです。

4、「福祉の国際交流」と老人総合福祉施設「やすらぎの家」の建設

町立病院の改築と時を同じくして取り組んだ事業に、「福祉の国際交流」があります。

これは一過性に終わりがちな国際交流に「福祉」というまちづくりの根幹的なテーマをもたせることにより目に見える形での成果とひとつくりという長期的展望に立った息の長い国際交流をしたいと考えた末に思いついたものです。

当時の厚生省に依頼をし、フィランド共和国ハウスヤルビ町を紹介され、現在も隔年で行き来をする関係での交流が続いています。当初、幸いなことに日本語の堪能な看護師さん（ハウスヤルビ町職員）の存在もあり、極めて異例な速さで友好都市の締結がなされました。それ以来、息の長い交流が進められています。現在まで町民、町議会議員、町職員延べ81名の派遣とハウスヤルビ町からも延べ41名の視察訪問を受け入れており、近年では福祉に留まらず教育、文化交流にまで発展しています。

ハウスヤルビ町との交流で目に見える形での成果としては、平成

フォーラム

やすらぎの家を訪問する
ハウスマルビ町訪問団

キッズネット総会

8年に建設した老人総合福祉施設「やすらぎの家」があります。50床の特別養護老人ホームを中心とする施設ですが、この施設開設に当たっては、町民中心の国際交流団とは別に看護師、保健師などの専門職を1ヶ月間派遣し、長期研修の中でそのノウハウを吸収してまいりました。そこで学んだ最も大きな財産は、人間の尊厳を限りなく尊重する施設運営方針です。ハウスマルビ町から学んだものを日本流にアレンジしながら、コミュニティスペースを各所に配置し、各廊下に通りの名前を付けて地域の中で暮らしている感覚を持続し

てもらった。月1回の散髪の日には施設内に設けた床屋の前に回転灯を回すといった遊び心も取り入れながら、健全で安らかな生活が送れる施設づくりに努めているところです。

5、子育て支援サークル「キッズネットないえ」の誕生

高齢化率30%を超えた我が町では、高齢者福祉の充実を中心とした「福祉のまちづくり」が先行していましたが、平成12年に大きな変化が町の中で起きました。

まちづくりへの町民参加、協働のまちづくりを目指して、6つのテーマに分けて町民の意見を聞くとの趣旨で、この年「まちづくり百人委員会」を開催しました。ここで「子育て支援グループ」として子育て中のお母さんを中心に20人の町民の方々によるワークショップを実施したところ、従前では行政への一方的な要求に終わっていたこの種の懇談会には珍しく、自分たちでできることは自分たちでやろうという声が上がったのです。

8ヶ月にわたる協議を無報酬で熱心に語り合っていた成果として私に提出された提言書には、「学童保育の実施」と合わせ

て、お母さん方自らが実施主体となる託児システムの立ち上げと、行政からは保育士による専門的アドバイスといった側面的支援の要請がありました。当時まだ取り組んでいなかった「学童保育」は行政で行い、就学前の乳幼児と学童保育を補完するものとして町民の相互協力での「子育てサークルキッズネットないえ」が誕生したのです。

熱心なお母さん方には、自家用車で乗り合わせて道東まで先進地視察に行っていたいただきました。正に頭の下がる思いでしたが、そうした町民の熱意こそが「まちづくりの原点」であることを改めて教えていただいた出来事でした。

6、市町村合併と住民参加のまちづくり

今、北海道では市町村合併第二ステージとも言える動きが出ています。本年7月に北海道が人口3万人規模、役場間時間距離最大80分を基準としながら住民や行政活動を、産業・経済などの31の指標に基づいてクラスター分析を用いながら43の組み合わせによる市町村合併構想を打ち出したからです。

本町が入るグループには、全国的にも注目されている旧産炭地

1市1町も入っており、将来的財政見通しも立たない中、議論は少し頓挫している状況ですが、遅かれ早かれ議論は進み、ここ1、2年の間には一定の結論が出るものと思っています。

平成12年から始まった前回の合併協議に際しては市町村合併に関する広報特集号を8回全戸配布し、住民に情報提供すると共に最終判断の材料として「住民投票」、「子ども投票」を行いました。市町村合併というのは住民のためであるものであって、それを確かめつつ発表させていくものでなければ全く意味はないと考えたからです。

本町の「産業組合による病院建設」や「子育てサークル キッズネットないえ」の設立に見られるように、「まちづくり」に住民パワーが加わった時、地域、社会は大きく変わります。まちづくりの主役である地域住民がいきいきと健康で暮らすことができる保健・医療・福祉を進めることは、「まちづくり」そのものと言っても過言ではないと考えています。このことを常に意識しながら、これからも地域住民が安心して生活できる地域づくりを進めてまいりたい。そんな思いを強くしている今日この頃です。

(奈井江町長 北 良治)

フォーラム

現地レポート

少子高齢化への対策事例

地域福祉の担い手となるヘルパーの養成



町の紹介

大井町は、神奈川県西部に位置し、東西5・62km、南北5・18km、総面積14・41km²を有する町です。南は小田原市、西は酒匂川を境として開成町に、北は松田町と秦野市に、東は中井町にそれぞれに接しており、横浜からは約50km、東京都心からは約70kmの距離にあります。

大井松田インターチェンジを擁する東名高速道路が町の北部を東西に走り、国道255号が東名高速と西湘地域を南北につながります。そのほか5本の県道と都市計画道路が町の交通網を形成しています。

鉄道は、国府津と沼津間を結ぶJR御殿場線が国道とほぼ平行し、上大井駅と相模金子駅があります。

地勢的に見ると、西は豊かな水を湛えた水田の向こうに霊峰富士を望み、東は酒匂川を経て箱根連山に達し、北は丹沢山塊、南は小田原市を経て相模湾を望み、晴天時には、横浜のみなどみらい地区のランドマークタワー等の高層ビル、大島をはじめとする伊豆諸島も見渡すことができます。

動機

地域の介護力の向上を図るために、地域の介護人材育成に係る支援事業を積極的に推し進める施策をとっている大井町。県西部地区で唯一の福祉科目設置校として、地域の期待に応えるために即戦力となる介護人材の育成をめざす大井高校。その両者の意向が一致して地域協働の形での訪問介護員（ホームヘルパー）育成の取り組みを実現しました。



ホームヘルパー養成講座の様子

フォーラム

取組みの具体的なねらい

大井町では、地域に還元できる介護人材の育成を通じた地域の介護力の向上をめざしています。

すでに大井高校との間で看護・福祉教育に係る職員交流を実施している医療法人同愛会主催の訪問介護員（ホームヘルパー）養成プログラムに、大井高校の生徒と地域住民が参加。大井高校では、介護関連資格の取得を通じた福祉科目受講者の進路実現の支援、同愛会では介護、看護、医療分野にわたる長年の経験とスキルの地域還元を目的としたものです。大井町は広報活動や補助金の支給などでの取組みを全面的にバックアップし、今後は行政・教育・医療3機関の今回の協働を軸に、介護、看護、医療分野の人材育成を通して地域力の向上をはかるための広範な地域ネットワークづくりをめざしました。

パー養成を希望しました。

訪問介護員（ホームヘルパー）2級養成講座の概要

期間は平成17年8月20日～平成18年1月14日の毎週土曜日。講習の実施場所として、実習にあしから広域福祉センター「ひかりの里」の外各事業施設、講義に小澤高等看護学院や大井高校の教室等を提供していただきました。対象者は、大井高校生および大井町をはじめとする地域住民で、定員は30名としました。

経過

この事業は、大井高校校長より2級ホームヘルパー養成講座の共催が提案され、町が地域福祉充実の意向に沿った事業と賛同したのがきっかけです。その後、平成17年度事業として医療法人同愛会の協賛により実施の方向に計画を進め、神奈川県知事の認可が降りたことにより一般に周知し、受講生募集となりました。経過については次に示します。

事業計画参加者は大井高校校長・教諭、小澤高等看護学院事務長・講師及び大井町役場福祉課事務担当。第1回目の事業計画

打合せ会を平成16年11月16日、大井町保健福祉センター

において開催しました。打合せ会では、福祉課が事業について大井高校からの相談を受けた後、大井高校・小澤高等看護学院が町長へ事業計画の提案をし、大井町賛同の意思表示がされました。

そして、大井高校・大井町・小澤高等看護学院の三者が、平成16年12月あしがら広域福祉センター施設長へ、事業内容の説明と実習現場提供の要請をしました。その結果、あしがら広域福祉センターから高校生の受け入れ可能との回答があり、一般受講者の実習施設は近隣市町の各施設、特別養護老人ホーム・中井町「富士白苑」、山北町「パーデンライフ中川」、小田原市「陽光の園」、介護事業者山北町「エニール」の園と決定されました。

翌年1月には、小澤高等看護学院より町長へ事業概要説明があり、講義会場・実習施設の決定後、神奈川県へ認可申請提出。認定時期は2月下旬を予定しているとのことでした。

そして、平成17年3月大井町保健福祉センターにおいて、4月下旬の大井町長記者会見のためのス

足浴



ケジュール確認と、2月の事業指定制通知を受けた広報「おい5月号」での受講生募集広告の掲載について打合せを行い、ついに4月、小田原市庁舎内記者クラブにおいて三者による記者発表をしました。

翌5月には、広報「おい5月号」とホームページへの募集開始を掲示、5月28日に大井町保健福祉センターにおいて受講説明会を開催した後、町補助金受講者へ決定を通知し、平成17年8月20日開校となりました。

平成18年1月14日までに研修期間終了・閉校式を迎え、町補助金交付申請締め切り。2月に修了者事業参加調整会議を開催し、3月

フォーラム

補助金を交付、事業修了となりま
した。

苦心した点

フルタイム勤務者やパートに従
事する方もいた受講生は、土曜日
の座学と平日も数日混じった研修
を、看護学校の完全なる補習授業
等もあり一人の欠落者もなく修了
することができました。しかし、
家庭事情で欠席する受講者の対応
には苦慮したようです。

事業への参加については、一部
調整がつかない方もおられました
が、参加を募る際には事業のメ
ニューを増やして選択してもらっ
たり工夫したり、会議の開催日程



食事介助

についても、参加者の意向を聞き
たりして補助金対象者へのボラン
ティア参加を促しました。

10名の町補助金対象者へのボラ
ンティア活動の支援を呼びかける
際に、社会福祉協議会と町への
ホームヘルパー事業については、
介護保険の改正時期と重なって町
の事業内容が明確に確定してい
なかったため、ボランティアの期
間・作業内容等具体的な事業内容
を示すことができないということ
もありました。

町補助金対象者には社会福祉協議
会への登録も呼びかけましたが、
登録者は数名にすぎず補助金受給
の義務的な町事業参加のみに留
まってしまつた状況でした。

地域福祉の担い手を養成す
る事を目的としたホームヘル
パー養成でありましたが、資格
取得者はボランティアのみに留
まらず実益を兼ねた事業参加を
希望していません。町としては、
将来有償で対応する事も検討する意向も
あると伝え、この段階では要
望のみの聞き入れとなりました。

今後の課題

第2回目となる今年度は、

大井町社会福祉協議会への委託事
業として開催することになり、昨
年の事業展開と同様に募集が開始
されましたが、補助金対象者とし
ての応募者が7名しかおらず、10
名の定員を割ってしまいました。

一般応募者は増加し高校生も昨
年同様の人数確保はできたもの
の、事業の狙いとした地域福祉の
担い手となる補助金対象者が集ま
らないということは、金額的補助
による縛りがあることが問題と考
えられます。自由に活動すること
が望まれているのであれば一般参
加で良いのですが、地域に貢献し
ていただくことが第一の目標であ
るためには参加事業の内容検討も
必要と思われれます。

また、参加者のボランティア意
識のレベルにも格差があります。
義務的な事業参加が見受けられ、
他のボランティアとの温度差がで
てしまつたのが現場の状況です。
開講時に明確に説明することに
していますが、町として事業の目
的をどこにおいているか、どのよ
うな成果を狙っているか、受講者
に望むものが何であるのかを十分
理解していただくことが必要で
す。

しかし、参加者にとって事業の
魅力がどこにあるのかも考慮する
べきであり、一人でも多くの参加

者を募ることに重点を置くべきな
のかと思索しています。

今年度事業の受講生にはこの点
の理解を得ていただくこと、ホー
ムヘルパー資格習得後の町ボラン
ティア参加事業の充実等、地域福
祉の担い手の養成を目標とする事
業であることの再認識が必要と考
えられますが、趣旨の理解を得る
ための手段に欠けているのではな
かったかなど課題が残っています。

地域福祉の向上を目指し社会福
祉協議会の事業活性化の手助けを
も考慮し、今後町の補助金対象事
業から社会福祉協議会単独事業に
移行し、住民に対する地域福祉の
意識付けを図って生きたいと考
えています。

現在資格取得者は、町・社会福
祉協議会へのボランティア事業参
加以外に民間事業にも従事される
方もおり活発な活動をされていま
す。

こうした方々の福祉事業への多
数の参加を希望し、確実に訪れる
高齢化社会に対処していく基盤つ
くりの整備をし、介護予防事業に
力を注ぎ健康で明るい地域社会を
作ることに今後とも尽力していく
所存であります。

(主幹 小島淑子)

町村Navi

「新庁舎」が完成

北海道足寄町

木造庁舎では国内最大規模となる町の新庁舎(写真)が10月31日に完成した。

新庁舎は、地元カラマツ材を集成材に加工して使用した木造2階建てで、延べ床面積は3,508平方メートル。総事業費は約13億2,000万円。

庁舎は、太陽光が入る南側を来庁者ゾーン、北側を執務ゾーンに分け、簡素で機能重視の配置となっている。

また、庁舎の暖房の熱源として地元で生産されている木質ペレットを燃料としたボイラーを導入したほか、バリアフリーにも配慮している。

11月12日に落成記念式典を行い、同27日から執務を開始した。



「いじめ対策班」を設置

宮城県美里町

町教育委員会は、子どもや保護者からの相談に応じる「いじ

め対策班」を設置した。学校に相談できない子どもとの相談等を受けられることで、学校と家庭の橋渡しをし、いじめ問題の早期解決を図るのが目的。

同対策班は、嘱託の教員OBの学校教育専門指導員と青少年教育相談員の2人体制。相談時間は、祝日、年末年始を除く月(金曜日)の8時30分～17時まで受け付ける。

対象は町内の小中学校10校と幼稚園6園。家庭からも各種相談を受け付ける。

狛江市と友好都市宣言

山梨県小菅村

村は、東京都狛江市民が村にある温泉などの施設を格安で利用できる「住民交流友好都市宣言」を同市と結んだ。

村と同市が、いかだレースなど多摩川を通じた交流が活発なことから、狛江市民が村との友好都市宣言を行うよう同市議会に陳情したのがきっかけ。

同宣言により、狛江市民は村を訪れた際、日帰り温泉施設「多摩川源流小菅の湯」が大人1,200円(子ども700円)が300円(同150円)に、グラウンドやテニスコートは840円が420円となるなど村民料金で利用できる。

廃屋撤去に補助金交付

長野県白馬村

村は、景観や治安上の問題が指摘されている村内の廃屋を解体・撤去する行政区に対して費用の一部を補助する「廃屋対策事業補助金制度」を10月から始

めた。県によると同様の制度は県内では初めてという。

対象となる廃屋は2階建てまでの木造・軽量鉄骨造りで、延べ床面積が200㎡未満は最大20万円、200～500㎡未満は最大50万円、それぞれ交付される。各行政区が、廃屋の所有者や権利者の承諾を得て、区長が村に申請する。建て替えのための解体撤去は対象外で、原則解体後3年間は家屋等の建設はできない。

村によると、現在35戸の廃屋があるという。

過疎地有償運送を開始へ

大阪府能勢町

町は、来年度からNPO法人等がタクシートの半額程度の料金で利用者を目的地まで送迎する「過疎地有償運送」を開始する。

町はこれまでコミュニティバスを無料で運行していたが、利用者数の低迷や多額の経費がかかることから今年度で同バスを廃止し、新たな交通システムを導入することにした。

今後、有識者らで構成する運営協議会で、運営主体となるNPO法人等の審査を行い、1月中旬に決定、4月からの導入を目指す予定だ。

なお町は苦情の対応等を行うが、運営費用の補助などは行わない。

県立大学と相互協力協定

長崎県鹿町町

町は長崎県立大学と地域振興などの分野で協力する「相互協力協定」を結んだ。10月28日の

協定調印式で宮田安猶町長は、「町民も県立大を身近に感じられる」と語り、地域活性化に期待している。

協定項目は、地域振興教育・文化・スポーツ、生涯学習商店街の活性化、の各分野。今後、同大の教授陣が住民に経済学を分かりやすく講義したり、大学と商工会との連携も視野に商店街の活性化策等を検討する予定。

同大の吹奏楽部が町内の小学校のブラスバンドを指導したことも、夏休みに学習指導などを行ったことがきっかけとなり今回の協定に発展した。

地域通貨で実証実験

大分県日出町

町は、地域の活性化を図るため、住基カードを利用した地域通貨の実証実験を12月から始めた。来年1月末までの2カ月間行う。

地域通貨の名称は町を代表する特産品「城下かれい」にちなみ「カレイ」(1カレイ=1円)とした。

町主催の行事や団体主催のボランティア活動、イベントに参加すると、1時間100カレイがカードに記録される。町の観光案内所や役場に設置された専用端末で観光施設や商店などで利用できる割引券と交換できる。また、個人同士でもポイントのやり取りができるほか、町外や外国人、住基カードを持たない人にも「一般カード」を発行する。

情 報

消防団員入団促進キャンペーンを実施

総務省
消防庁

総務省消防庁は、減少を続ける消防団員の入団促進を目的とした全国的なキャンペーンを実施する。地域で重要な役割を担う消防団員の減少を「非常事態」として捉え、減少に歯止めをかけようとするもの。来年の1～3月までをキャンペーン期間として位置づけ、様々な事業を通じて消防団員の確保に向けた全国的な運動の展開を図ることとしている。

1、目的

消防団は、地域密着性、要員動員力及び即時対応力といった特性を活かしながら、火災、風水害、震災等の災害対応はもとより、地域コミュニティの維持、振興にも大きな役割を果たしている。

しかし、かつて約200万人いた団員は90万人を割ろうとしており、このままでは地域防災力の低下が懸念され、非常事態という危機的状况に置かれている。

このため、90万人を割るおそれがあるこの時期を捉え、消防団員の減少に歯止めをかけるため退団者の多い4月の前の1～3月の期間にキャンペーンを行うもの。

この3ヶ月間を「消防団員入団促進キャンペーン」として位置づけ、関係機関が一体となって消防団員の入団促進を図り、全国的な運動につなげることを目的として

- (1) オープニングイベント(キットオフ)
- (2) 新聞紙上における財界、有識者等による座談会
- (3) 各種広報

いる。

2、事業概要

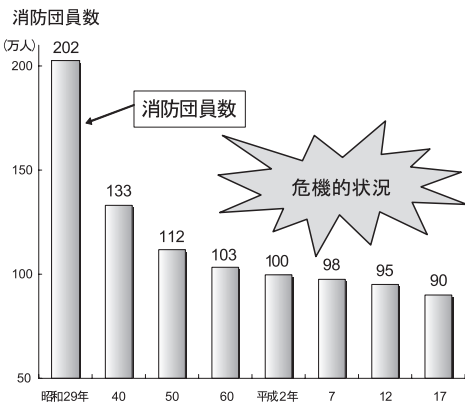
総務省消防庁が日本消防協会をはじめ全国知事会、全国市長会、全国町村会及び全国消防長会と一体となり、各種入団促進に関する広報啓発活動を実施する。

本キャンペーン期間中の主な推進事項は次の通り。

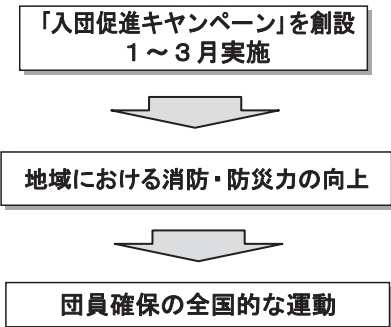
- (4) その他
 - 入団促進広報媒体(DVD・ビデオ、ポスター、パンフレット等)の配布
 - 消防庁HPに「消防団員入団促進キャンペーン」のサイトの開設
 - 消防団協力事業所表示制度広報媒体(DVD・ビデオ、ポスター、チラシ等)の配布
 - 関係団体が主催する会議、イベント等における広報

【消防団の特長】

- ◎地域密着性を活かした災害対応
- ◎地域コミュニティの維持、振興にも大きな役割



○ 200万人いた消防団員が今や90万人を割ろうとしており、地域の消防・防災力を確保するうえで大変憂慮される状況



お風呂・温泉の正しい使い方、 ご存じですか？

健康ライター 山崎ひろみ

「温泉入浴指導員」制度の創設と 高齢化社会の予防医学

「日本に生まれてよかった」と思うことのひとつに、湯船のあるお風呂の習慣があります。清潔を保つだけならシャワーでも十分ですが、とくに寒い冬の夜、冷え切ったからだを湯船に沈めたときの、あの、なんともいえない安堵感。シャワーでは味わえません。

入浴の効能は、清潔、リラックス以外にもさまざまあります。血管を拡張して体を温め、全身の血行をよくする、臓器の機能が高まり新陳代謝が促進される、筋肉痛や関節痛をやわらげる、高血圧の人の血圧を下げるなどです。

天然温泉では、これに天然成分の効果が加わります。だから日本には昔から「湯治」といって、温泉を病氣治療に活用する習慣がありました。最近では、医療機関や介護施設で、リハビリに温泉を活用するところも増えていきます。

二〇〇三（平成一五）年には「温泉入浴指導員」の資格認定制度が創設されました。これは、国家資格に

準ずる厚生労働省規定資格で、厚生労働大臣が認可する「温泉利用プログラム型健康増進施設」には、「温泉入浴指導員」を常時一名以上配置することが義務付けられたのです。

「温泉入浴指導員」の仕事は、温泉入浴者に対し、温泉の正しい使い方を指導する、健康的な生活の指導をする、温泉施設の安全管理、事故発生時の救急救命処置などです。

この制度の創設は、高齢化が進む中、温泉を本格的に健康増進に役立てる時代の到来を意味しています。温泉入浴が予防医学の一環として位置づけられたと見ることもできるでしょう。

生活習慣病や慢性病の 予防に役立つ温泉

そもそも温泉とは何でしょう。少し前「二セ温泉」騒ぎがあったため新制度が検討されていますが、現状では、温泉とは地中から湧出する温水、鉱水及び水蒸気などで、採取温度が二五度以上のもの、またはリチウムイオンなど一九種の物質のうちいずれか一つが基準値を上回るものと温泉法で決まっています。

泉質は含まれる物質で決まり、泉質によって効能も違います。たとえば、単純温泉の適応症は、神経痛、筋肉痛、関節痛、運動麻痺、慢性消化器病、痔疾、冷え性などで、この適応症はほかの泉質にも付随します。塩化物泉の適応症は、切り傷やけど、慢性皮膚病、虚弱児童、慢性婦人病など。有名な温泉地に多い硫黄泉の適応症は、動脈硬化症、切り傷、慢性皮膚病、慢性婦人病など。飲用すると、慢性胆嚢炎、胆石症、慢性便秘、肥満症、糖尿病、痛風に

効果的な温泉の入り方

これを見てわかるように、温泉の適応症には、生活習慣病や慢性病など、西洋医学では完治しにくい病気が多く、入浴も一回で効果が出るというものではありません。しかし、回数が少なくても、いかに効果的な入浴をするかが大切です。

長期間の「湯治」に行くのでもなければ、それほど泉質にこだわる必要はありません。むしろ、温泉に入ってはいけない病気（禁忌症）があることを覚えておいてください。急性疾患（特に高熱のとき）、結核、悪性腫瘍、重い心臓病、呼吸不全、腎不全、出血性疾患、高度の貧血のある人の温泉入浴はいけません。また動脈硬化や高血圧、心臓病の人が高温（四二度以上）の湯船に入るとはいけないというのは、内風呂でも

同じです。

さて、効果的な入浴方法は？ まず、湯船に入る前に「かけ湯」をすること。これから入るお湯の温度に体を慣らすため、一〇〜二〇杯を足のほうから上半身へとかけます。湯船につかるときは、いきなり肩まで入らず、二〜三分は半身浴してから、体を伸ばしてゆったりとつかりましょう。お湯の浮力を利用して、肩こりのある人は肩をほぐす運動を、腰痛の人は腰を左右にひねる運動をするのも効果的です。

体を洗うのは、全身が温まったあとです。体温が高いほうが汚れも落ちやすいからです。お化粧をしている人は、洗顔だけは「かけ湯」の前におかないと、汗が出にくくなります。長湯はせず、汗が顔から出るくらいで終わります。最後にシャワーでお湯を流す人がいますが、温泉成分は肌に残したままにしてください。保温力や効果が違います。風呂上がりには、たっぷり水分を補給し、三〇分はのんびり休養しましょう。

お酒を飲んだ直後、食事の直後、激しい運動の直後の入浴は、血圧の低下や消化器や心臓への負担が大きくなり、危険です。くれぐれも、のんびり、ゆったりりの気分をお忘れなく。

次週の「町村週報」は休刊させていただきます。

次号は1月8日発行です。

情 報

防災教育チャレンジプラン募集&ワークショップ開催

「防災教育チャレンジプラン」とは？

いつやってくるかわからない災害に備え大切な命を守り、できるだけ被害を減らし、万が一被害に遭った時すぐに立ち直る力を一人一人が身につけるため、全国の地域や学校で防災教育を推進するためのプランです。

防災教育チャレンジプランの募集

より充実した防災教育の取り組み(プラン)の開発・実施、教材の開発・作成、連携体制の構築など)を行っている、あるいは行いたい学校等の活動を助成するのをはじめ、様々な形の支援を提供します。

サポート内容

活動助成金の提供 上限30万円(査定による)・予算計画の提出を必要とする。

プラン進行や教材作成にあたっての情報・アイデア提供、資料提供等講師・インストラクター等の紹介・派遣等

応募資格

防災教育を一層充実させたいと考えている保育園・幼稚園・学校、教育委員会、地域団体(NPO、行政機関等)

中間報告会、最終成果報告会(ワークショップ)に出席できると。(建築会館ホールにて開催)

応募部門(プランの対象別)

A 保育園・幼稚園の部 B 小学校低学年の部 C 小学校高学年の部 D 中学校の部 E 高等学校の部

応募方法

ホームページ(<http://www.bosai-study.net>)より応募用紙をダウンロードし、必要事項をご記入の上デジタルデータでお送り下さい。

応募締め切り

平成19年1月15日(当日消印有効)

防災教育チャレンジプランワークショップの開催

防災教育チャレンジプラン実践団体の成果発表、表彰をはじめ、防災教育に取り組む学校・団体が全国から集まり、日頃の活動を発表、意見交換を行います。

開催日時

平成19年2月17日(土)

11:00~17:00

2月18日(日) 9:30~13:00

会 場

建築会館ホール

東京都港区芝5-26-20

電話03-34456-2016

応募先・問い合わせ先

〔主催〕防災教育チャレンジプラン実行委員会

〔後援〕内閣府・総務省消防庁・文部科学省・国土交通省・全国知事会・全国市長会・全国町村会・日本赤十字社・全国都道府県教育委員会連合会

事務局 NPO法人キャリア・ワールド

東京都千代田区平河町1-3-10

TEL03-32264-8848

FAX03-32264-0045

Email info@bosai-study.net

21世紀の火葬炉

発明協会賞受賞

科学技術庁長官賞受賞



富士建設工業(株)

本社：新潟市 ☎(代表) 025(255)4161

静岡県 新居町斎場 やすらぎ苑

情 報

町村週報主要索引

平成18年8月〜12月
2570号〜2583号

活動

地方六団体提出の意見書に内閣が回答
平成18年7月豪雨による災害復旧で
緊急要望〓全国町村会 2570 (2)

平成17年度公有物件災害共済事業の
概要報告 2570 (12)

平成17年度全国町村職員生協火災・
自動車共済事業の概要報告 2570 (14)

地方六団体が19年度政府予算で要望
〓自民党総務部会関係合同会議 2573 (3)

農地・水・環境保全向上対策で要望
〓全国町村会 2575 (2)

地方六団体代表が総務大臣と会合
〓全国町村会 2575 (2)

正副会長が自民党新役員を訪問〓全
国町村会 2577 (2)

地方六団体会長が与党新役員を訪問
〓全国町村会 2577 (2)

新内閣発足に当たつての共同声明〓
地方六団体 2577 (3)

平成18年度市町村長及び市町村議
議長総務大臣表彰式挙行される
〓正副会長が安倍総理と会談 2577 (7)

山本全国町村会会長が新型交付税に
意見〓地方財政に関する総務大臣・地
方六団体会合 2578 (2)

本田副会長が19年度予算編成等で要
望 〓合併市町村補助金の予算措置で要請
2580 (2)

地方六団体が「公営企業金融公庫廃
止後の新たな仕組み」で骨子案
2580 (3)

地方六団体会長が公営公庫廃止後の
2580 (4)

政策

新たな仕組みで要請 2580 (1)
全国町村長大会議 2582 (1)
「私たちは再び農山村の大切さを訴え
ます。住民一人ひとりが誇りと愛着
を持てる活力と個性溢れる町村を現
現するために」を刊行 2582 (40)
19年度政府予算編成で実行運動
〓全国町村会 2583 (2)

2006年度普通交付税大綱を決定
〓全国人口が初めて減少〓住民基本台
帳人口(2006年3月31日現在) 2570 (4)

動き出すか地方分権推進一括法
2571 (2)

人材誘致・移住政策のすすめ
〓慶應義塾大学教授 島田 晴雄 2572 (2)

交付税総額は前年度比2.5%減を
計上〓2007年度総務省予算概算
要求重点施策 2574 (2)

子育て世代の「働き方」是正を
〓2006年版厚生労働白書 2574 (5)

担い手育成やバイオ燃料実用化に重
点〓2007年度農林水産省予算概
算要求重点施策「解説」 2575 (4)

重点の少子化対策は31%増〓200
7年度厚生労働省予算概算要求重点
施策「解説」 2576 (2)

地域の活性化や都市再生に重点〓2
007年度国土交通省予算概算要求
重点施策「解説」 2577 (4)

学力向上推進策などに重点〓200
7年度文部科学省予算概算要求重点
施策「解説」 2578 (3)

地球温暖化対策に重点〓2007年
度環境省予算概算要求重点施策「解
説」 2578 (6)

地方分権推進法案を閣議決定
2579 (3)

平成19年度予算編成の課題
2581 (6)

随想

我が町の子を思う
埼玉県毛呂山町長 小沢 信義 2570 (19)

富土川〓不易流行〓
静岡県富士川町長 坪内 伸浩 2571 (10)

奥吉野(奥熊野)上北山
奈良県上北山村長 福西 力 2572 (10)

合併後のまちづくりに思うこと
〓広島県町村会長・安芸太田町長
佐々木清蔵 2573 (11)

佐賀県みやき町長 佐賀県みやき町長 末安 伸之 2574 (14)

災害に思う
長野県信州新町長 中村 靖 2575 (10)

白い森の国「おくに」を創る!!
山形県小国町長 小野 精一 2576 (10)

町財政とニューモとの出会い
滋賀県余呉町長 畑野佐久郎 2577 (14)

私の健康法
鹿児島県中種子町長 川下 三業 2578 (14)

都市・農村・漁村交流による村おこし
青森県蓬田町長 古川 正隆 2579 (11)

雑感・独語
徳島県町村会長・石井町長 坂東 忠之 2580 (19)

心癒やされるふるさと
京都府笠置町長 中西 巖 2583 (25)

フォーラム

日本一美しいむらつくらまいか
岐阜県白川村 2570 (8)

水を活かしたまちづくり
群馬県板倉町 2571 (5)

自立・持続のまちづくり
〓岩手県住田町 2572 (5)

合併自治体の使命と課題
福岡県筑前町 2573 (6)

行政改革は人づくりから
青森県平内町 2574 (7)

出生率を伸ばした小さな村の大きな
挑戦
長野県下條村 2575 (6)

住民が主役のまちづくりを目指して
徳島県上板町 2576 (4)

日出町の行政改革〓明るい展望の
持てる町に
大分県日出町 2576 (6)

「合併しない宣言により矢祭町は肚
を決めた」
福岡県矢祭町 2577 (8)

削って伸ばそう〓増やして減らそう!
福岡県立花町 2578 (8)

「ブナの温み」に癒しを求めて
森林セラピー体験プログラム参加
レポート 2579 (5)

世界遺産の村から、心身再生の郷へ
奈良県十津川村 2580 (9)

地域ぐるみの子育て支援を推進
和歌山県白浜町 2581 (11)

健康と福祉のまちへの取り組み
北海道奈井江町 2583 (14)

地域福祉の担い手となるヘルパーの
養成
神奈川県大井町 2583 (17)

論説

「これからの町村 農山漁村はいかにあるべきか」
法政大学現代福祉学部長 岡崎 昌 2581 (2)

随 想

随
想

心癒やされるふるさと 笠置



京都府笠置町長
中西 巖

笠置町は、「美しい自然と史跡に恵まれた心ふれあう町」をメインテーマに、施策の実現に向け取り組んでおります。

四方を山に囲まれ、町の中央部を東西に木津川が貫流する我が町笠置は、古代は貴族や豪族の狩猟地とし

て拓け、大化の改新以降は、飛鳥京や平城京を中心に東日本を結ぶ交通路として栄えました。

笠置町には祖先の残された文化遺産、またそれにつつまれる歴史がたくさんあります。今日までの間、脈々と培われてきた祖先の足跡をしつかりと踏みしめながら現在に至ったのであります。

笠置の歴史を語る上で欠く事のできない存在として笠置山と木津川があります。この自然のありさまが町の歴史にさまざまな形で影響をもたらしております。

笠置寺が建立されている笠置山は、標高288メートルで全山が花崗岩からなり、奇岩怪石が散在し、天下の景勝地としても名高く、国の史跡名勝地に指定されています。また後醍醐天皇ゆかりの地としても有名です。もう一つ、地理的環境として看過できないのが本町を取り巻く

周辺の地域とそれを結ぶ交通網であります。本町の場合、京都府に位置するものの、南境は大和の国 奈良市と隣接し、東は伊賀の国 伊賀市と近接しています。相楽郡から伊賀に通じる交通路は既に平城遷都の頃から拓かれており、都から東国へ抜けるルートとして早くから利用されてきました。また、木津川も水上交通の上で重要な役割を果たしたことはいうまでもありません。このような環境をまず念頭に置くことが本町の歴史を考察するうえで大切であると思われまふ。

今後ますますニーズが高まると予想される高度情報化を考慮して、高速インターネットアクセス整備、自主放送の笠置CATVや防災行政無線等の整備など対応しているところでありまふ。また、温泉施設「いこの館」との連動により、観光によるまちづくりの相乗効果の増大を図っていく必要があります。

今、地域活性化の視点を、「定住人口の増加」から「交流人口の増加」に移し、地域の持つ個性を伸ばしながら独自の魅力を創造発信していくことで、まず訪れる人を増やすことが重要と考えまふ。これが将来には定住人口の増加にもつながるという考え方を方針とし、地域の魅力を作りだす手段としてまちづくりを戦略的に展開していくことが必要であります。行政と住民が一体となって地域の人々が自ら行動を起こすことが課題となっております。

わたしたちの情熱と英知によって住みやすさと利便性の確保に力を注ぎ、自然環境の保全、良好な生活環境の確保、歴史的風土の保全等を的確に進め、防災対策、生活環境の改善、水辺空間、緑地空間、治水治山等の安全確保のために努力してまいりたいと考えまふ。

心癒されるこのふるさと笠置が、50年後も平和で豊かな郷土の姿であるために、日本の心ふるさととの風景となるように、この山紫水明の笠置を守りさらに発展するよう努めてまいれる所存です。



紅葉の名所「もみじ公園」

政策リーダー

政策リーダー

少子化社会白書まとまる

政府は、12月1日「平成18年の少子化社会白書」を閣議決定した。同白書は、本年6月政府・与党の合意を得て、少子化社会対策会議において、新しい少子化対策について、が決定されたことを踏まえ、少子化の現状と対策をまとめたもの。

少子化の現状は、平成17年には出生数は106万2、530人、合計特殊出生率1・25と、いずれも過去最低を記録した。また、それに伴い15歳未満の年少人口は、平成17年には、1、752万人、総人口比13・7%と、いずれも過去最低となった。

このままの傾向が進めば、2050年の日本の将来推計人口は、現在よりも約2、700万減少して約1億人になり、人口構成は高齢者一人に対して生産年齢人口（15歳から65歳未満人口）は1・5人と、超少子高齢社会に進むことを予想している。

少子化の原因として、晩婚化、晩産化の進行、夫婦が持つ子ども数の減少、未婚化を指摘。

今後の少子化対策としては、子育て世帯のニーズを踏まえつつ、総合的に政策を展開する必要があるとしている。具体的には、「新しい少子化対策」の3つの柱である「子どもの成長に応じた子育て支援策、働き方の改革、社会全体の意識改革に関する施策を推進する必要がある」としている。

平成17年度市町村普通会計決算まとまる 総務省

総務省は11月30日、「平成17年度市町村普通会計決算の概要」を取りまとめた。

決算規模を見ると、歳入50兆4、786億円（前年度比1、714億円減）に対し、歳出49兆607億円（同1、971億円減）となっており、歳入・歳出ともに4年連続で前年度決算額を下回っている。その結果、実質収支で1兆902億円、単年度収支で1、684億円の赤字となっている。

歳入では、地方税17兆6、670億円（同4、350億円増）、地方譲与税9、954億円（同2、433億円増）、地方交付税7兆7、371億円（同252億円増）、地方債4兆7、190億円（同5、644億円減）等となっており、地方税等が増加したことから、歳入総額に占める一般財源の割合は57・4%（同1・4%増）となっている。

一方、歳出では、義務的経費23兆7、626億円（同3、829億円増）、うち、人件費10兆2、557億円（同1、400億円減）、扶助費6兆7、149億円（同2、607億円増）、公債費6兆7、921億円（同2、622億円増）、投資的経費7兆5、941億円（同5、485億円減）、うち、普通建設事業費7兆2、701億円（同6、222億円減）等となっており、人件費削減等による市町村の歳出削減努力により歳出が減少している。

また、経常収支比率は90・2%（同0・3%減）、起債制限比率は11・4%（同0・2%増）、財政力指数は0・52（同0・05増）となっており、将来に亘る実質的な財政負担は、58兆3、188億円（同3、040億円減）となっている。

豪州産農産物の関税撤廃の影響を試算 農林水産省

農林水産省はこの程、日豪の経済連携協定（EPA）により豪州産農産物の関税が撤廃された場合、輸入が大幅に拡大し、国内農業への影響が大きい4品目（小麦、砂糖、乳製品、牛肉）につきその影響の試算を発表した。

試算では、この4品目はいずれも豪州において日本市場を満たすだけの生産力・輸出力があることに加え、品質面で国内産と競合し価格面でも圧倒的に豪州産が安価であること等から、新たに国内生産に対する追加的な支援等を行わなければ、価格面で不利な国内産農産物は豪州産に置き換わり、それに見合う国内生産が縮小する可能性があるとしている。

そして、その4品目への直接的な影響だけでも国内生産額が約8千億円減少すると試算しており、小麦（1、200億円）と砂糖（1、300億円）がほぼ全滅するとともに、牛肉が国内生産の56%にあたる2、500億円、乳製品が44%の2、900億円が減少するとしている。

また、他の品目の農業生産や製粉業、精製糖業、乳業等の関連産業の経営や雇用にも甚大な影響を及ぼすとともに、耕作放棄等により、国土・環境保全等にも大きく影響を与えるとしている。

豪州とのEPA交渉は、来年から開始されるが、衆参両院の農林水産委員会では、これら重要品目を関税撤廃の対象から除外するよう決議している。

全国町村会 提言書を刊行

私たちは再び農山村の大切さを訴えます

住民一人ひとりが誇りと愛着を持てる活力と 個性溢れる町村を実現するために

全国町村会は、このたび提言書「私たちは再び農山村の大切さを訴えます」をとりまとめました。

本会では、平成13年7月「私たちは提言します・21世紀の日本にとって農山村がなぜ大切なのか」を刊行し、農山村の大切さを各界に広く主張して以来、その時々的重要課題をテーマとし、折に触れて自らの主張を提言書としてとりまとめてきました。

今回の提言は、平成13年提言を振り返るとともに、農山村や町村が直面する状況を見つめ直し、国際的な視点も交えて、改めて農山村の大切さを訴える内容となっています。現在、我が国、とりわけ農山村や町村を取り巻く情勢は大きく変わりつつあります。少子高齢化の進展や「格差社会」の拡がり、そして何と云っても、「平成の大合併」が進んだことにより、2,500以上あった町村は約1,000にまで激減しました。しかし、このような流れの中で行われた地方分権改革には残された課題も多く、地方交付税改革についても、町村の実情を無視するような削減・見直しの動きが見られます。

最初の提言から5年という節目を迎えた現在、我が国の国土を支え、私たちの生存を支える農山村の多面的な価値の重要性は、ますます高まっているのではないで



ます高まっているのではないでしょう。農山村を豊かにするところ、都市の人々の心を潤し、持続可能な社会をつくっていくことにもつながるのです。

このような役割を将来にわたり担っていくことができるよう、私たちはこれからも農山村の大切さを訴え、農山村が日本の国土の中でどういう位置づけをもっているのかを、繰り返し問いかけるといふ決意を新たにしています。

今回の提言は、11月29日に開催した全国町村長大会の参加者全員

に配布し、全国の自治体はじめ府・国会・報道関係、学識経験者に送付しております。

内容の全文は、全国町村会ホームページからもご覧になれますが、ご希望の向きには本会広報部にご連絡いただければお送りいたします。

我が国にとって大切な農山村の持つかけがえのない価値を現場で守り、支えている町村の将来展望にご理解をいただくためにも、是非一読下さいますようお願いいたします。

提言書に対するご意見、ご感想などをお寄せ下さい。

連絡先

全国町村会 広報部

電話 03 - 3581 - 0486 メールアドレス kouhou@zck.or.jp

FAX 03 - 3580 - 5955 ホームページ <http://www.zck.or.jp>



車両共済(保険)のご案内



(自動車総合保険の車両保険)

この車両共済(保険)は、町村生協の自動車共済で補償する対人賠償、対物賠償、限定搭乗者傷害等に加え「ご自身のおクルマの補償」を追加する制度です。
お車が衝突した場合や台風・いたずら・盗難など偶然な事故で損害を被ったときに、共済(保険)金をお支払いします。

町村生協の自動車共済にご加入の皆様なら

- 通常に新規でご加入するよりも**40%**(保険料)^{*}割引
(※町村生協の自動車共済で過去3年間無事故の場合。車両保険は9等級からスタートします。)
- 5%**割引



◎年齢・ご家族・ご夫婦など運転される方を限定する場合、またお車が新車の場合は、さらに掛金(保険料)が割引になります。

契約条件と掛金(保険料)例

車名	トヨタ エスティマ	補償範囲	免責金額なし	免責金額 5 万円
型式	ACR50W(車両クラス3)	オールリスクタイプ	57,770円	48,260円
初度登録	平成18年8月(新車割引あり)	(通常に新規で加入する場合)	96,280円	80,440円
年齢条件	30歳以上(家族限定)	エコノミー+A特約	28,180円	23,540円
共済(保険)金額	300万円	(通常に新規で加入する場合)	46,970円	39,240円
		A特約のみ	—	13,040円
		(通常に新規で加入する場合)	—	28,250円

- ・上記掛金(保険料)は、町村生協の自動車共済で過去3年間無事故(9等級)の場合のもので、保険料は平成18年8月1日現在のものであり、変更される場合もあります。
- ・掛金(保険料)は、型式、初度登録年月、年齢条件、運転者限定特約の有無、共済(保険)金額、等級などにより異なります。
- ・上記掛金(保険料)例の「通常に新規で加入する場合」とは6S等級を適用した保険料を例示したものです。
- ・免責金額とは、共済(保険)契約者に、自己負担していただく金額です。
- ・このご案内は概要を説明したものです。詳しい内容については取扱代理店(千里)または損保ジャパンの営業店にお問い合わせ下さい

※この車両共済(保険)をご契約いただける方は、全国町村職員生活協同組合の自動車共済に加入されている方に限ります。

お見積りのご請求・お申し込み・お問い合わせなどは、下記までご連絡ください。

株式会社 千里
(取扱代理店)

- フリーダイヤル **0120-731-087** (受付時間 月～金 午前9時30分～午後5時)
お電話の際には、車検証をお手元にご用意ください。
- FAX番号 **03-3519-7325**
- ホームページアドレス <http://www.chisato-ag.co.jp>
〒100-0014 東京都千代田区永田町1-11-32 全国町村会館西館内

●「車両共済(保険)制度」は、全国町村職員生活協同組合と株式会社損害保険ジャパンとが集団扱契約を締結し、実施しているものであります。

平成17年10月24日 SJ05-05230